

## 気象警報発表時等における生徒の安全確保について

標記の件につきまして、横浜市教育委員会より出されております次のような通知のとおり、学校では生徒の安全確保を図りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

**\*令和2年4月から、判断の時刻が「午前6時」になりました。**

1. 横浜市内（神奈川県全域又は神奈川県東部又は横浜・川崎）に「暴風警報」・「大雪警報」・「暴風雪警報」が、**午前6時**の段階で発表継続中の場合は、生徒の安全確保のため当日は全市一斉に「臨時休業」になります。
2. 気象警報等の種類を問わず、「特別警報」が発表された場合は、「暴風警報」・「大雪警報」・「暴風雪警報」が発表された場合と同様の措置とします。
3. 「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」については、各学校や地域の状況に応じて、学校で対応を判断します。
4. 登校後、警報が発表された場合、「授業時間繰り上げ」措置を含めて各学校や地域の状況に応じて、学校で対応を判断します。

### < 留意点 >

- 「1」「2」については、時間的なこと、発表されている地域についてご留意ください。「1」「2」の条件を満たした時には、全日「臨時休業」となります。確認は気象情報等により保護者が行ってください。この場合はメール配信による連絡はありません。（全市一斉の臨時休業時はメール配信は行いません）
- 「3」については、「警報」でも「暴風」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」の場合は各学校や地域の状況に応じて学校で対応を判断します。「始業時間の繰り下げ」や「臨時休業」の場合は、登校前に学級連絡網（メール配信を含む）等で連絡いたします。学校からの連絡がない場合は、原則として平常どおり登校することになります。
- 「4」の「授業時間繰り上げ」とは授業を途中で打ち切り下校の措置を講ずるということです。「大雨警報」や「洪水警報」については、天候の様子と中和田中学校の地域の特性を踏まえて、学校で対応を判断します。この場合は文書を生徒に持たせることと、メール配信で周知いたします。
- 7時の時点で発表されていなかった「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」が登校のために自宅を出るまでの間に発表され、その情報を確認できた場合は、自宅待機とし、登校途中で「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発表され、その情報が確認できないまま登校した場合は、登校後、学校で対応を判断します。

- 気象状況を見て保護者が登校に支障（安全確保ができない）があると判断された場合は、学校にご連絡ください。この場合は欠席扱いとはなりません。